

(第45号議案)

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方

FLCS株式会社

2 事件の概要

平成29年6月26日付けで締結した住民情報連携基盤システムソフトウェアの賃貸借契約について、区の申出により令和4年3月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該住民情報連携基盤システムソフトウェアの賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害1,215,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 仮和解の成立の日

令和4年(2022年)5月2日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、住民情報連携基盤システムソフトウェアの賃借料残額相当額の合計1,215,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

ソフトウェアの賃貸借において、関連する機器の賃貸借契約について十分に留意することとした。